

(別添参考)

「特定保険医療材料の定義について」(令和2年3月5日保医発0305第12号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保健医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～056 (略)</p> <p>057 人工股関節用材料</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ 骨盤側材料・ライナー・特殊型 次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>ウ 摩耗粉を軽減するための以下のいずれかの加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。</p> <p>i～iii (略)</p> <p>iv 材質がジルコニア強化高純度アルミナマトリックス複合材料又はアルミナ強化ジルコニア複合材料であること。</p> <p>⑨～⑳ (略)</p> <p>058～206 (略)</p> <p>III～IX (略)</p>	<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保健医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～056 (略)</p> <p>057 人工股関節用材料</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ 骨盤側材料・ライナー・特殊型 次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>ウ 摩耗粉を軽減するための以下のいずれかの加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。</p> <p>i～iii (略)</p> <p>iv 材質がジルコニア強化高純度アルミナマトリックス複合材料であること。</p> <p>⑨～⑳ (略)</p> <p>058～206 (略)</p> <p>III～IX (略)</p>